

(3-3 (1) 実習におけるモデルの範囲)

実習のモデルに関する規定 (抜すい)

理容師美容師法の一部を改正する法律等の施行について (昭和30年10月3日厚生省発衛第324号厚生省公衆衛生局長通知)

4 養成施設の指定及び運営に関する事項

- (3) 実習のモデルの範囲及びその者から徴収する料金は、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう考慮を払う趣旨により改正されたものであるため、その対象については生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける生計困難者等とし、その料金については実習に要する実費程度の範囲において承認を与えるようされたいこと

理容師 (美容師) 養成施設のモデルの取扱について (昭和31年12月19日衛発第 57号厚生省公衆衛生局環境衛生部環境衛生課長通知)

一 実習のモデルの範囲

外部のものを対象とする実習のモデルは、生活保護法又は社会福祉事業法の適用を受ける者等とされておるがその具体的範囲は左のとおりとすること。

- 1 生活保護法にいう被保護者又は要保護者
- 2 生活保護法第38条の保護施設を利用し又は入所している者
- 3 身体障害者福祉法第5条の身体障害者更生援護施設を利用し又は入所している者
- 4 児童福祉法第7条の児童福祉施設に措置児童 (母子寮に入所する母子世帯を含む。) として利用し又は入所している者
- 5 その他社会福祉事業法の対象となる生計困難者及び世帯更生運動の対象となる生計困難者。ただし、この場合生計困難者の内容が極めて抽象的になるおそれがあるので、各都道府県においては具体的に民生委員の推せんに基づいたものを受け付けさせるとか、その他範囲を限定する適当な方途を講じさせること。

五 その他

一に掲げたような対象者が現存しないときは、モデルは生徒相互間において、あるいはその他の器材等を用いて行うようにすること。

理容師養成施設指定規則 (平成10年厚生省令第5号)・美容師養成施設指定規則 (平成10年厚生省令第8号)

(理容師養成施設の指定基準)

第4条 法第3条第3項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 昼間課程に係る基準
- ニ 美容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。
- 二 夜間課程に係る基準
- イ 前号 (へを除く。) に該当するものであること。
- 三 通信課程に係る基準
- イ 第1号のイ、ハ (標準授業時間数に係る基準を除く。)、ニ、ト、ヨ及びタに該当するものであること。

(美容師養成施設の指定基準)

第3条 法第4条第3項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

- 一 昼間課程に係る基準
- ニ 美容実習のモデルとなる者の選定等について適当と認められるものであること。
- 二 夜間課程に係る基準
- イ 前号 (へを除く。) に該当するものであること。
- 三 通信課程に係る基準
- イ 第1号のイ、ハ (標準授業時間数に係る基準を除く。)、ニ、ト、ヨ及びタに該当するものであること。

理容師養成施設・美容師養成施設の指導要領について (平成10年2月3日生衛発第132・133号厚生省生活衛生局長通知)

別紙 理容師養成施設・美容師養成施設指導要領

第5 授業に関する事項

- 2 理容及び美容実習 (実務実習を除く。) のモデルについては、養成教育としての実習の本旨に則り、一般営業と厳に区別が設けられるよう、その対象範囲を限定するなど、適切に取り扱うこと。

(第3-3 (1) 実習におけるモデルの範囲)

理容実習及び美容実習の内容

	理 容 実 習	美 容 実 習
器具の取扱実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法 2 用途に適した理容器具の選択方法についての理解及び実践能力 	<ol style="list-style-type: none"> 1 美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法 2 用途に適した美容器具の選択方法についての理解及び実践能力
基礎技術実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要な基本動作 2 施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置 3 器具の消毒についての重要性の認識、適正な方法での実施の習慣づけ 	<ol style="list-style-type: none"> 1 美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作 2 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置 3 器具の消毒についての重要性の認識、適正な方法での実施の習慣づけ
頭部技術実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術 2 使用する器具の毎回の消毒 	<ol style="list-style-type: none"> 1 スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービングなどの基本的な頭部技術 2 使用する器具の毎回の消毒
顔面技術実習	<ol style="list-style-type: none"> 1 シェービング、その他の基本的な顔面処理技術 2 かみそりなどの器具の毎回の消毒 	—
特殊技術実習	美顔術、染毛技術など理容の特殊技術	ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなど美容の特殊技術
和装技術実習	—	日本髪のかみ技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術
総合実習	頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるための総合的な技術	頭部、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるための総合的な技術

(2) モデルを使用した実習の開始時期について

養成施設内で行われるモデルを使用して行う理容・美容実習（実務実習を含む。）の時期は、入所後概ね6か月を経過してからとしているが、理容・美容技術理論の学習状況及び生徒の技術習得状況、又は、着付け等人体に影響を及ぼさないと考えられるものを考慮した上で、入所後でもモデルを使用した実習を行えるようにする必要はあるのではないか。

【現行制度】

- ① モデルを使用して行う理容・美容実習（実務実習を含む。）の時期は、入学後概ね6か月を経過してからとする。（昭和31年・平成10年通知）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P17〕

実習の開始時期を、「早める必要がある」189件（54.6%）、「早める必要はない」141件（40.8%）

【ポイント】

- ① 入所後、速やかにモデルを使用した実習を行う必要があるか。
② モデルを使用する実習の開始時期を緩和した場合、その実習内容を制限する必要はあるか。例えば、
ア 人体に影響を及ぼさないもの
イ 単独で行った場合、理容又は美容の業とされない「着付け」又は「ネイル」

【検討の方向】

「技術理論の学習状況及び生徒の技術習得状況を考慮した上で行う」ことを前提とし、モデルを使用した実習は6か月以降とする（現行制度のまま）方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 養成施設が外部のものをモデルとして取扱う時間等（昭和31年課長通知）
養成施設が外部のものをモデルとして取扱う時間等は、養成施設の規模にも差異のあることとして一率には定め難いから、各都道府県において、養成施設側及び業界側の意見を十分聴取の上、個々の養成施設について、取扱う時間あるいは取扱う日等の規則をさせるよう指導に当ること。

4 実務実習のあり方について

(1) 適切な実務実習時間について

現在の養成課程における理容・美容技術のみでは、理容所又は美容所において即戦力にならないとの意見もあることから、入所期間内に実践的な技術を取得させるため、理容所又は美容所で行うことができる実務実習の1年間又は1日の時間数の上限を引き上げる必要があるのではないか。

【現行制度】

実務実習は、

- ① 1日あたり2時間（実務実習の実施計画、他の授業計画との調整及び受け入れ理容所・美容所の営業状況を勘案して、実務実習の時間が2時間を超える時間を設けることが、その学習に効果的、かつ、有益であると認められる場合は、1日あたり4時間を限度として行うことができる。）、
- ② 年間60時間（通信課程の生徒のうち理容所又は美容所の従業者である生徒に対しては20時間）

を超えない範囲で行うものとする。（平成10年通知）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P18〕

① 実施状況

ア 実務実習を「実施している」養成施設は35%

イ 年間時間数

(ア) 「51時間～60時間」43件 (19.2%) が最も多い

(イ) 「11～20時間」37件 (16.4%)、「31～40時間」31件 (13.8%)、「21～30時間」30件 (13.3%)、「1～10時間」29件 (12.9%)

(ウ) 「61時間以上」が37件 (16.4%)

ウ 1日あたり時間数

(ア) 養成施設

a 「4時間」95件 (54.0%) が最も多い。

b 「2時間」18件 (10.2%)、「3時間」12件 (6.8%)。

c 「4時間以上」が50件 (28.4%)

(イ) 理容所・美容所

a 「4時間」130件 (36.8%) が最も多い。

b 「2時間」31件 (9.2%)、「3時間」21件 (6.2%)。

c 「4時間以上」115件 (34.1%)

② 時間数の拡大

ア 年間

(ア) 養成施設

「拡大する必要がある」38件 (19.9%)、「拡大する必要がない」50件 (26.2%)、「どちらとも言えない」103件 (53.9%)

(イ) 理容所・美容所

「拡大する必要がある」65件 (19.3%)、「拡大する必要がない」74件 (22.0%)、

「どちらとも言えない」170件 (50.4%)

イ 1日あたり

(ア) 養成施設

「拡大する必要がある」86件 (45.0%)、「拡大する必要がない」27件 (14.1%)、

「どちらとも言えない」78件 (40.8%)

(イ) 理容所・美容所

「拡大する必要がある」109件（32.2%）、「拡大する必要がない」54件（16.0%）、「どちらとも言えない」144件（42.7%）

【ポイント】

- ① 「1日当たり」及び「年間」の実習時間を何時間とすれば、実践能力を身につけることが可能か。
- ② 通信課程の生徒の実務実習時間について、昼間課程と同程度の時間数とすることがきでるか。
- ③ 実務実習の必要性が鑑みれば、最低時間を設けるべきではないか。
- ④ すべての養成施設で実務実習を義務付ける必要があるか。
- ⑤ 平成7年の改正により、形骸化したことを理由に実地修練を廃止し、養成施設内で行うこととされた考え方に逆行しないか。

【検討の方向】

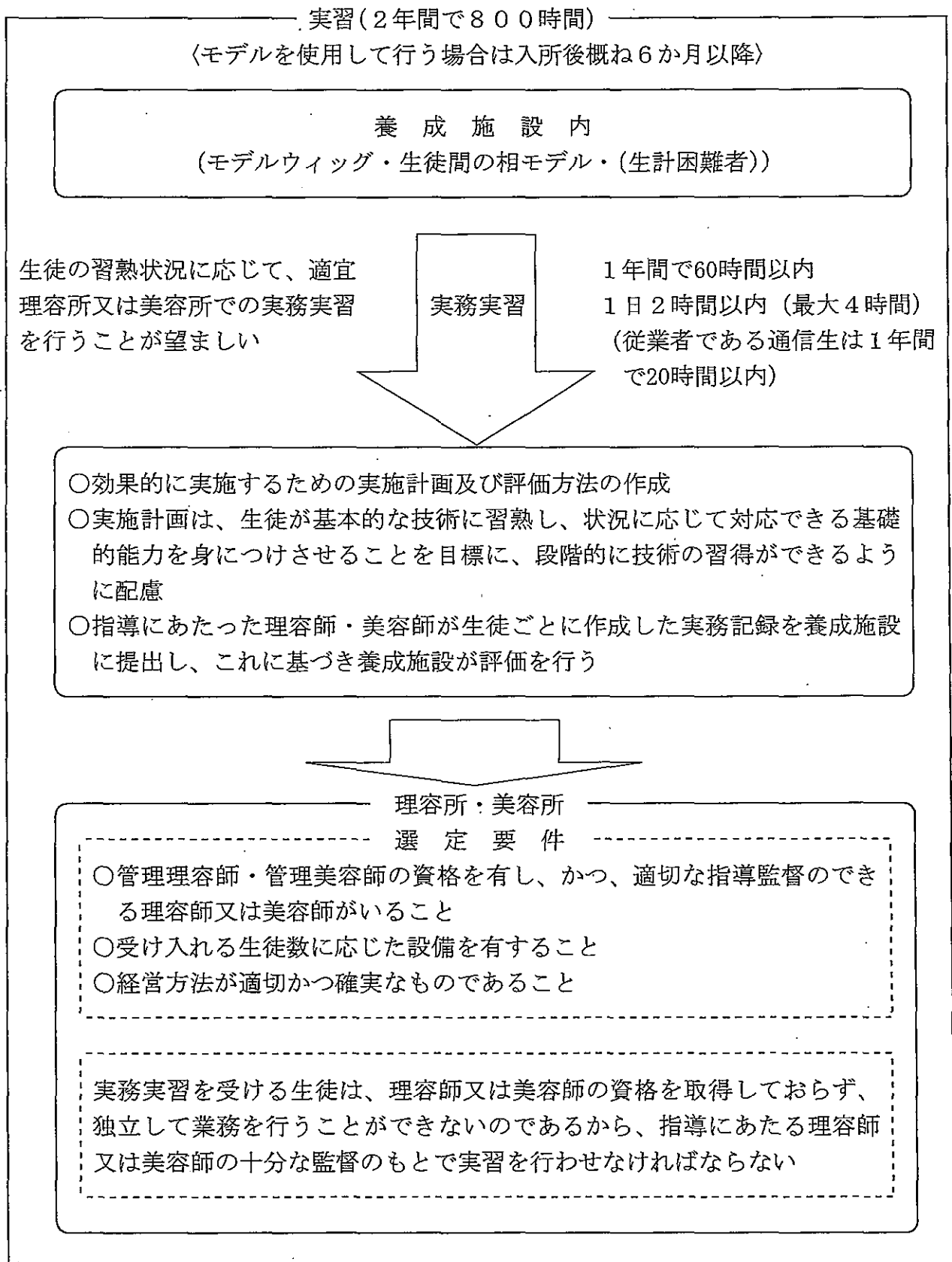
生徒の習熟状況に応じた実施計画に基づき実務実習を実施することを基本とし、即戦力となる理容師又は美容師を養成するため、実務実習時間を拡大する方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

- ① 規定創設の考え方
 - ア 教科課程見直し検討会において、連続あるいは断続的に最低2週間から最大15週間分にあたる時間を学校が設定する旨の意見が出され、その後の検討会において、事務局より1日当たり5時間、合計300時間を超えない範囲で行うものとする旨の提案がなされた。
 - イ その後の制度見直し検討会において、詳細な議論の内容は不明だが、最終的に事務局より提示した1日当たり2時間、年間60時間を超えない範囲で行うとされた。
 - ウ 1日当たりの時間については、4時間程度あったほうがよいとの意見が出された。
- ② 他資格制度 別紙のとおり
- ③ 専修学校
 - ア 専修学校（高等課程及び専門課程）においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修（高等課程）、生徒が行う大学又は短期大学における学修（高等課程）その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該課程における授業科目の履修とみなすことができる。（専修学校設置基準）
 - イ アの文部科学大臣が別に定める学修は、次に掲げる学習とする。
継続的に行われる活動（当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。）のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの。（文部省告示）
 - ・ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動
 - ウ アより当該課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、当該課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。（専修学校設置基準）

(第3-4 実務実習のあり方)

実務実習の概要



(第3-4(1) 実務実習時間)

他資格制度における実務実習時間

		実 習 時 間
衛 生 関 係	管理栄養士	校外実習を行うべき科目は、臨床栄養学、公衆衛生学及び給食管理とされ、その履修単位は、それぞれ <u>1単位以上</u> であること。
	調理師	1年課程、夜間課程及び高等学校における校外実習の履修は <u>60時間を限度</u> とすること
医 療 関 係	言語聴覚士	実習時間の <u>3分の2 (320時間)</u> 以上は病院又は診療所において行うこと
	視能訓練士	臨地実習については、 <u>10単位以上</u> は病院等において行うこと
	臨床検査技師	臨地実習については、実習時間の <u>3分の2以上</u> は医療機関において行うこと

(2) 理容師又は美容師の適切な指導監督の実施について

1人の理容師又は美容師が多数の実務実習生を同時に指導・監督している状況があるとの意見があり、養成施設が作成した実施計画に基づく適正な実務実習の確保が図られていないおそれがあることから、1人の理容師又は美容師が指導できる実務実習生の数を規定する必要があるのではないか。

【現行制度】

- ① 養成施設は、実務実習を効果的に実施するため、あらかじめ実施計画と評価方法とを作成しなければならない。〈平成10年通知〉
- ② 実務実習の指導は、養成施設が作成した実施計画に基づいて、当該理容所・美容所の理容師・美容師が行う。〈平成10年通知〉
- ③ 実務実習を受ける生徒は、理容師の資格を取得しておらず、独立して業務を行うことができないのであるから、指導にあたる理容師・美容師の十分な監督のもとで実習を行わせなければならない。〈平成10年度通知〉
- ④ 指導にあたった理容師又は美容師は、生徒ごとに作成した実務記録を養成施設に提出し、これに基づいて養成施設が評価を行う。

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果 P22〕

- ① 実施状況
 - ア 養成施設
「1人」102件 (57.6%)、「2人」49件 (27.7%)、「3人」14件 (7.9%)
 - イ 理容所・美容所
「1人」191件 (56.7%)、「2人」93件 (27.6%)、「3人」9件 (2.7%)、「4～5人」7件 (2.1%)
- ② 指導される望ましい実習生数
養成施設は、「1人」96件 (54.2%)、「2人」61件 (34.5%)、「3人」13件 (7.3%)、「4人」1件 (0.6%)、「9人以上」2件 (1.1%)
- ③ 1人の理容師又は美容師が同時に指導できる数
理容所・美容所は、「1人」109件 (32.3%)、「2人」152件 (45.1%)、「3人」36件 (10.7%)、「4～5人」9件 (2.7%)

【ポイント】

- ① 1人の理容師又は美容師が適正に指導することが可能な実務実習生は何人か。
- ② 1人の理容師又は美容師が指導できる実務実習生の数を制限することにより、実習先となる理容所又は美容所の確保が困難とならないか。

【検討の方向】

実務実習生が行える理容行為又は美容行為は自ずと限界があることを踏まえ、指導にあたる理容師又は美容師1人が、適正に指導監督できる実務実習生の数を2人以下とする旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

他資格制度 別紙のとおり

(第3-4(2) 理容師又は美容師の適切な指導監督の実施)

他資格制度における実習指導者

		実 習 指 導 者
医 療 関 係	義肢装具士	臨地実習について適切な実習指導者の指導が行われること。 <u>実習指導者の数は、学生2人当たり1人以上とすること。</u>
	救急救命士	臨地実習について適切な実習指導者の指導が行われること。 <u>臨地実習施設における実習指導者の数は、学生10人当たり1人以上とすること。</u>
	言語聴覚士 義肢装具士	臨地実習について適切な実習指導者の指導が行われること。 <u>実習指導者1人が担当する学生の数は、2名を限度とすること。</u>
	歯科衛生士	臨床実習施設における指導教員を明らかにし、その数は少なくとも歯科医師及び歯科衛生士各1名以上であって、1施設当たりの学生数は2名以上とする。なお、 <u>歯科医師及び歯科衛生士各1名の場合の学生数は3名を標準とすること。</u>
	視能訓練士 診療放射線技師 理学療法士	臨地実習について適切な実習指導者の指導が行われること。 <u>実習施設における実習人員は、当該施設の実情に応じた受入可能な人数とし、実習指導者1人につき2名程度とすること。</u>
	臨床工学技士	臨地実習について適切な実習指導者の指導が行われること。 <u>臨地実習施設における実習指導者の数は、学生5人当たり1人以上とすること。</u>
福 祉 関 係	介護福祉士 精神保健福祉士	適切な実習指導者の指導が行われること

(3) 実務実習生が行う無料の理容・美容行為について

実習機会の確保を図る観点から、実務実習生が行う理容・美容行為を無料で行う理容所又は美容所があり、近隣の理・美容所の営業を圧迫しているとの意見があることから、理容所又は美容所で行われる実務実習の適正な体制を明確にする必要があるのではないか。

【現行制度】

実務実習を行う理容所又は美容所の選定の基準として、「経営方法が適切であること」の要件を規定している。(平成10年通知)

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P27〕

① 苦情等の状況

ア 厚生局及び都道府県の状況

「無料で行う等、近隣の理容所又は美容所から経営の圧迫をうけている実態がある又は聞いたことがある」厚生局3件(37.5%)、都道府県1件(4.8%)

イ 理容所・美容所の状況

近隣の理容所又は美容所から「苦情を受けている」5件(1.5%)、「苦情は受けていない」は301件(89.3%)

② 代金の徴収

ア 実務実習生が行う理容行為又は美容行為に対し、「料金を徴収する」57件(16.9%)、「代金を徴収しない」219件(65.0%)

イ 「代金を徴収する」57件(16.9%)のうち、「内容にかかわらず徴収する」26件(45.6%)、「内容によって徴収する」31件(54.4%)

【ポイント】

適切な実務実習の確保が困難な状況もあり、何らかの形で来店客を集める方策を許すことが必要ではないか。

【検討の方向】

実務実習を実施する理容所又は美容所において、実務実習生が一部の理容行為又は美容行為を行うことによって、料金の全部を無料とする又は料金を不当に低額にする等不当な営業行為に該当しないよう配慮する旨を明確にする方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 規定創設の考え方

検討会において、以下のとおりの意見がでている。

ア 養成所内に営業と同じ施設か養成所で店舗を併設して顧客に対しての実習を行った実地実習が可能ではないかという話があったが、実習の一環としての作業なので実費で行うことになり、近隣にて営業している業者の営業妨害の問題もあり、絶大なご理解のない限り難しい。

イ 何とかして、学校で生徒が一般顧客をモデルとして実習する事を実現し、学校教育と一般店舗との乖離を埋めたいが、豊かになった現代では、未熟技術者中心のそのようなモデルサロンの運営は現実には難しい。本腰を入れると商業ベースに見合うものとなり、知らず業界を圧迫する事になる。いわゆる「低料金店問題」で、現在学校の関係する問題は殆ど無いのだが、業界体質が弱まって、卒業後の就職先が「低賃金店」となっては困る。

(4) 選択必修科目（専門教育科目）における実務実習について

養成施設が任意に設定できる選択必修科目のうちの専門教育科目（エステティック、カウンセリング、総合技術等）に関する校外実習の実施にあたっては、生徒の負担過重とならないようにするとともに、必修科目の授業時間が所定授業時間数を下回らないよう、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならないとされているが、具体的な方法等について規定がないことから、適正な実務実習体制を確保する必要があるのではないか。

【現行制度】

選択必修科目、校外実習などの実施にあたっては、生徒の負担加重とならないように、時間数、実施時期、実施回数を考慮しなければならない。（平成10年通知）

【調査の概要】〔(資料2) 調査結果P31〕

① 校外実習の実施の有無

ア 養成施設

「実施している」127件（36.7%）、「実施していない」180施設（52.0%）

イ 理容所・美容所

「受け入れている」56件（16.6%）、「受け入れていない」217件（64.4%）

② 実習科目

主な実習科目として、「理容・美容実習」、「接客、清掃」、「社会福祉・ボランティア実習」、「ブライダル」、「日本文化」等

【ポイント】

選択必修科目における適切な校外実習を行う場合は、どこまでの制限等が必要か。

【検討の方向】

技術習熟状況に応じた実施計画に基づく校外実習が行えるよう、必修科目における実務実習に準じた制限を設ける方向で検討を進めてはどうか。

【参考】

① 選択必修科目

ア 各養成施設においては、必修の教科科目として、必修科目以外に適当な選択必修科目を設定することとなっている。（平成10年通知）

イ 選択必修科目の内容は、日本語、芸術、エステティック技術、理容カウンセリングなど、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門職業人としての自覚をかん養するものでなければならない。（平成10年通知）

ウ 選択必修科目については、一般教養科目群及び専門教育科目群の実施方針に則り、課目の例を参考に、一般教養と専門教育のバランスに配慮しつつ、各養成施設において独自に設定するものとする。（平成10年通知）

② 専修学校

ア 専修学校（高等課程及び専門課程）においては、教育上有益と認めるときは、専修学校の定めるところにより、生徒が行う高等学校又は中等教育学校の後期課程における科目の履修（高等課程）、生徒が行う大学又は短期大学における学修（高等課程）その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該課程における授業科目の履修とみなすことができる。（専修学校設置基準）

イ アの文部科学大臣が別に定める学修は、次に掲げる学習とする。

継続的に行われる活動（当該生徒の在学する専修学校の教育活動として行われるものを除く。）のうち、次に掲げる学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認めたもの。（文部省告示）

・ボランティア活動、就業体験その他これらに類する活動

ウ アより当該課程における授業科目の履修とみなすことができる授業時数は、当該課程における授業科目の履修とみなす授業時数と合わせて当該課程の修了に必要な総授業時数の2分の1を超えないものとする。（専修学校設置基準）

選 択 必 修 課 目

一般教養課目群	
実施方針	一般教養課目は、社会生活における基本的規範やコミュニケーション技術などを学ぶことによって、社会人としての心構えを養い、さらに、専門職業人として自覚を促すとともに、芸術、文化など幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すものである。
課目の例	<p>1 日本語</p> <p>(1) コミュニケーションの基本技術としての日本語の重要性を認識させ、読み、書き、話す表現力及び聞く力を身につけさせる。</p> <p>(2) すぐれた文学作品を鑑賞させ、日本語の表現の多様性や美しさを感じさせる。</p> <p>(3) 日本文学の歴史の概要を知らせ、その特色について学ばせる。</p> <hr/> <p>2 外国語</p> <p>(1) 英語などの外国語について、基礎的会話能力を身につけさせる。</p> <p>(2) 語学の学習を通じて外国の文化、生活習慣などに関する理解を深める。</p> <hr/> <p>3 保健体育</p> <p>(1) 各種の運動の合理的な実践を通して、運動機能を高め、健やかな心身の形成、協調性のかん養を図る。</p> <p>(2) 適度な運動や適切な休息が心身の健康増進のために重要であることを理解させ、生涯を通じて継続的に運動ができる能力と態度を育てる。</p> <hr/> <p>4 情報技術</p> <p>(1) 情報技術の基礎理論と応用技術を学ばせる。</p> <p>(2) コンピュータなどの情報機器の操作方法、情報処理の基礎技術を身につけさせる。</p> <p>(3) 情報機器を活用して、日常業務の効率化、合理化を図る能力を身につけさせる。</p> <hr/> <p>5 社会福祉</p> <p>(1) 社会福祉の意義と目的とを学ばせるとともに、福祉施設や地域におけるボランティア活動などを通じてその重要性を認識させる。</p> <p>(2) 美容師の職能を活かしてどのような社会福祉活動ができるかを学ばせる。</p> <p>(3) わが国の社会保障制度のあらましについて知らせ、年金、医療保険などの重要性を学ばせる。</p> <hr/> <p>6 芸術</p> <p>(1) すぐれた芸術作品に親しみ、鑑賞する能力を身につけさせるとともに、生涯にわたって芸術を愛好する心情を育て、豊かな情操を養う。</p> <p>(2) 我が国及び世界の芸術の歴史を通じて芸術が個人や社会に及ぼす影響について学ばせるとともに、現代芸術の主な潮流について知らせる。</p> <hr/> <p>7 日本文化</p> <p>(1) わが国の伝統文化の歴史と特色を学ばせ、これを保存し、伝承することの重要性を理解させる。</p> <p>(2) 茶道、華道などの代表的な我が国の伝統文化に親しませ、伝統文化が日常生活の根底に息づいていることを認識させる。</p>